

文化勲章受章候補者推薦要綱

（平成 2 年 1 2 月 1 2 日 内閣総理大臣決定
平成 2 年 1 2 月 1 4 日 閣 議 報 告
平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日 改 正）

- 1 文化勲章の受章者の予定数は、毎年度おおむね 5 名とする。
- 2 文部科学大臣は、文化の発達に関し勲績卓絶な者を文化功労者のうちから選考し、当該年度の文化勲章受章候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。ただし、必要と認めるときは、その年度の文化功労者発令予定者を候補者とすることができる。
- 3 文部科学大臣は、候補者の推薦に当たっては、学術及び芸術の特定の分野に候補者が偏ることのないように努めるものとする。
- 4 2 の推薦は、内閣府賞勲局長が指定する日までに、文書により行うものとする。